

平成28年第3回玉名市農業委員会総会議事録

平成28年3月7日（月）午後2時 玉名市福祉センター B会議室
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	8番	松本 恒幸	9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介
11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保	13番	森川 正志	14番	下川 安
15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸	17番	高根 政明	19番	中嶋 昭二
21番	田上 一	22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美
25番	田上 敏正	26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則
29番	今上 公男	30番	平本 博	31番	永田 眞一	32番	出口 京子
33番	井本 義和	34番	尾池 秀實	35番	中村 亘	36番	丸山 陽治
37番	堀田 昌子	38番	村端 一弘				

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

6番 横手 良弘 7番 井上 清晴 18番 取本 一則 20番 斎藤 潔公

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂正一郎
係長 上村 健也 参事 西山 美和 主査 田川 由香 主事 野村由香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

第15号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第16号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第17号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第18号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第19号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第20号 農用地利用集積計画の決定について
第21号 農用地利用配分計画案の意見決定について

報 告

第6号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第7号 農地の形状変更届について
第8号 許可不要転用届について
第9号 許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（福田高広君） 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから始めたいと思います。

委員、現在38名中、本日は横手委員と井上委員、取本委員、斎藤委員、4名の方から欠席の届出があっており、現在34名の出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議は成立しておりますので、平成28年第3回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） 永田会長より御挨拶をいただき、会議規則第4条により議長をお願いして、進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さんこんにちは。ここ2、3日大変暑くなっておりまして、体調管理が非常に難しいような感じになっております。しかし、今週末ですか、又寒さもくるそうでございますので、お互いに体調管理を十分に行って日々努力してまいりたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは着席をもって進行にあたります。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○会長（永田知博君） それでは早速ではありますが、議事に入りたいと思います。本日の議案は議第15号より議第21号までの76件と、報告第6号より報告第9号の32件が提案されています。慎重なる審議よろしくをお願いいたします。

本日の議事録の署名委員は19番の中嶋委員と21番、田上委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは議事に入ります。議第15号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第15号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成28年3月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、大阪府守口市と中坂門田の申請人で、申請物件が中坂門田の畑393㎡を耕作不能と経営拡張による売買です。

2番、大分県大分市と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑455㎡を耕作

不能と経営拡張による売買です。

3番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑674㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

4番、横島町及び熊本市の申請人で、申請物件が横島町の田778㎡を子、甥へ贈与するものです。

5番、天水町と横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,236㎡を次の6番と交換するものです。

6番、横島町と天水町の申請人で、申請物件が横島町の田991㎡を前の5番と交換するものです。

以上、6件合計4,527㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係を見ても問題ないこと、また下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断しました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。この案件について説明いたします。現地をちょっと見ましたところですね、もう荒廃農地に等しいような土地でございまして、隣接する人の経営拡張ということでこれがもう何ら問題なく許可相当と思われました。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

2番、それではどうぞ。

○19番（中嶋昭二君） 19番、中嶋です。2番の案件につきまして、譲渡人は耕作不能ということで、譲受けによる経営拡張ということで、この譲受人は酪農家でありまして、牛を約1,000頭ぐらい飼ってあるそうです。下限面積も満たされていますので許可相当と思えます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは3番どうぞ。

○23番（中島浩輔君） はい、23番の中島です。3番の案件について説明いたします。譲渡人はこれはもう労働不足ということと、それと譲受人は3名の労働で経営されており、同じ地区内ということとそれと経営拡張ということと下限面積も満たされており許可相当と思えます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは4番、どうぞ。

○25番（田上敏正君） 25番、田上です。4番の案件につきまして、説明いたします。譲渡人4名の持ち分各自4分の1ずつ子又は甥へ贈与するもので、許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは5番、どうぞ。

○27番（寺井廣喜君） 27番、寺井です。5番と6番はですね。同じ関連した案件ですので、続けていいですか。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○27番（寺井廣喜君） 5番、6番の案件について説明いたします。この件はですね、譲渡人と譲受人のお互いの田をですね、交換するということでの所有権移転です。二つとも下限面積を満たしておりますので、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。担当委員の説明が終わりました。何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問はないようでございますので、採決に移ります。農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、議第15号については許可することに決定いたしました。

次に議第16号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第16号、農地の賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成28年3月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田923㎡を、労力不足と耕作便利により平成28年3月7日から5年間契約するものです。

以上1件、合計923㎡を提案申し上げます。農地法第3条第2号の各号禁止規定から申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、

機械、労働力、技術、地域との関係を見ても問題ないこと。また下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し御提案いたしております。よろしくお願ひいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。説明が終わりました。受付番号1番について担当委員の説明をお願いします。

○24番（徳井勝美君） 24番、徳井です。1番目の案件について説明いたします。貸人は労力不足、借人は耕作便利ということで、下限面積も満たしており許可相当と判断いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、採決に移ります。農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請について。原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。異議がないものと認め、議第16号については許可することに決定します。

次に議第17号、農地法第3条、農地の使用賃借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局長（福田高広君） 議第17号、農地の使用賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成28年3月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田1,986㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成28年3月7日から3年間契約するものです。

2番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田527㎡を、労力不足と相手方の要望により平成28年3月7日から3年間契約するものです。

3番、中坂門田の申請人で、申請物件が中坂門田の畑897㎡ほか1筆、計2,405㎡を新規就農により、平成28年3月7日から10年間契約するものです。

4番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田6,495㎡を、新規就農により、平成28年3月7日から20年間契約するものです。

5番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田866㎡を、農業者年金受給のため平成28年3月7日から10年間契約するものです。

6番、天水町の申請人で、申請物件が青野の畑8,034㎡のうち、4,017㎡を農業者年金受給により、平成28年3月7日から14年間契約するものです。

以上、6件合計16,296㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること。機械、労働力、技術、地域との関係を見ても問題ないこと。下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、提案いたしております。よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。説明が終わりました。受付番号1番から順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○2番（鶴田克士君） 2番の鶴田です。1番と2番の案件は同じですので、一緒に説明させていただきます。

2番のほうは報告6号、1番と関連しておりますので、よろしく願いいたします。使用貸人は労力不足ということで、使用貸人は相手方の要望ということでございまして、借人の方は所有地面積、小作農地を全て耕作しておられ、機械状況なんかもようけ持っておられますので、これを許可となりますと下限面積を満たされますので許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

1番、2番について説明をいただきました。

それでは、3番どうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。この案件はですね、親子でありまして、息子さんが今までちょっと勤められとったけれども、うちに帰って農業をしたいということで、何ら問題なく許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番どうぞ。

○25番（田上敏正君） 25番、田上です。4番の案件について説明いたします。使用貸人と借人は親子関係です。申請理由につきましては、新規就農でございまして許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、5番どうぞ。

○29番（今上公男君） 29番、今上です。5番の案件について説明します。使用貸人、借人は親子であり、農業者年金受給による再設定です。許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、6番どうぞ。

○33番（井本義和君） 33番、井本です。6番の件に対して説明します。この件は親子であり、現在息子さんも農業を一生懸命やっておりますので許可相当と思います。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。担当委員さんの説明が終わりました。ここで御意見、御質問をお伺いしますけどございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。農地法第3条農地の使用貸借権設定許可申請について原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、議第17号については許可することに決定いたしました。

それでは、次に議第18号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第18号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成28年3月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が六田の田315㎡ほか2筆、計630㎡で転用目的は共同住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

2番、申請物件が津留の畑207㎡で転用目的は農業用施設です。農地区分はおおむね10ha以上の一段の農地で、第1種農地と判断しておりますが、農業用施設の用に遺棄をするため許可可能でございます。

以上、2件計837㎡を御提案申し上げます。申請内容を農地転用許可基準、全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合のないものと判断しました。また地元委員さんと現地調査を行っておりますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。説明が終わりました。なお、2番については申請人が農業委員本人になっておりますので、議事参与の制限がありますので、まず1番を審議し、改めてそののちに2番を審議します。受付番号1番について担当委員の説明をお願いいたします。

○3番（清田順次君） はい、3番、清田です。1番の案件について御説明を申し上げ

ます。場所は六田のおおかど胃腸医院科ですかね、の西側というふうなことで、市道を挟んだ西側というふうなことでございます。北側がはまいで公園というふうなことで公園があるというふうなことで、南側はおおかど医院の駐車場というふうなことでございます。今、申し上げましたように東と西側は市道というふうなことで、そこに2階建ての共同住宅というふうなことで端っこの建設に伴う申請というふうなことで、西側に側溝、給排水というふうな施設も完備をしてるというふうなことで、何ら問題はございませんので許可相当でございます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。担当委員の説明が終わりました。何か御質問、御意見ございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、1番については原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。異議がないものと認め、議第18号、1番については許可相当と意見決定することに決定しました。

引き続き2番の審議に移りますが、申請人が農業委員本人となっておりますので、農業委員会法第24条並びに玉名市農業委員会会議規則第10条の議事参与の制限に基づき、委員の退席をお願いいたします。

（議員退席）

○議長（永田知博君） それでは2番について、担当委員さんの説明をお願いいたします。

○14番（下川 安君） はい、14番の下川です。2番について説明をします。2番については自宅の横の農地を農業用施設の建設を行うという申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますけれども、原則不許可ということですが、農業用施設の建設ということで許可の例外にあたりと判断されます。内容的には農業用施設の敷地と住宅への通路に使用するという計画になります。給排水計画は・・・のため給水はありませんけども、雨水は市道側溝へ排水することになります。被害防除については市道に挟まれた場所ということでまわりの農地への被害はないものと思われますので、許可相当と判断されます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、2番を原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。全員異議がないものと認め、議第18号、2番については許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第19号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第19号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成28年3月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が築地の田771㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分はおおむね10ha以上の一段の農地の区分で、第1種農地と判断しております。第1種農地については原則不許可でございますが、土地の周辺において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで例外的に許可可能でございます。

2番、申請物件が大浜町の田532㎡で、転用目的は露天資材置場です。農地区分はその他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断いたしております。

3番、申請物件が玉名の田303㎡ほか1筆、計321㎡で転用目的は個人住宅です。農地区分はおおむね10ha以上の一段の農地で第1種農地と判断いたしております。第1種農地は原則不許可でございますが、土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるということで、例外的に許可可能でございます。

4番、申請物件が溝上の田348㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分はおおむね10ha以上の一段の農地です。第1種農地と判断いたしております。第1種農地は原則不許可でございますが、土地の周辺において居住する者の日常生活上又業務上必要な施設で集落に接続して設置されるということで、例外的に許可可能でございます。

5番、申請物件が岱明町の田606㎡ほか2筆、計1,569㎡で、転用目的は駐車場でございます。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断いたしております。

6番、申請物件が岱明町の田833㎡ほか1筆、計1,666㎡で、転用目的は

建売住宅でございます。農地区分は上下水管が埋設され、教育医療施設がおおむね500m以内に2つ以上ある農地で第3種農地と判断いたしております。

7番、申請物件が横島町の田404㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分はおおむね10ha以上の一段の農地で第1種農地と判断いたしております。第1種農地については原則不許可でございますが、周辺の地域において居住する者の日常生活上又業務上必要な施設で集落に接続して設置されるということで、例外的に許可可能でございます。

8番、申請物件が天水町の田607㎡ほか1筆、計1,274㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分はその他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断いたしております。

以上8件、合計6,885㎡を御提案申し上げております。内容を農地転用許可基準、全て項目ごとに適合するか否か審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、又地元委員さんと現地調査を行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。それでは説明が終わりました。受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） はい、5番の赤松です。受付番号1番の件ですけど、これはですね、相続という形で別の方が受け継がれたんですけど、後継者がいないために耕作放棄という形で売地になっていたところを不動産管理会社が共同住宅を建設するという事でまとまった話で、場所はナフコ北側の208バイパスとの中間地で、建物が木造2階建てで8戸、駐車場が15台分。給排水は、給水は市の上水道を利用し、生活雑排水は公共下水道へ接続。雨水は宅地内をアスファルト舗装して、道路脇の側溝へ合流するという事です。造成被害防除策はブロック地にして土砂の流出を防ぎますということです。大体、第1種農地ですけど、そういう形で回りがですね、東と北が住宅地。南が道路という形で、田面は西側だけだったんですけど、西側も近頃耕作放棄地みたいになっていて、農地への被害も少ないようですので、現地調査の結果許可相当と思われれます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは2番どうぞ。

○8番（松本恒幸君） 8番、松本です。2番の案件について御説明いたします。申請地は有明中学校の北西に位置している第2種農地です。転用目的は自ら経営する板

金業の資材仮置場です。排水関係については汚水は発生せず、雨水は南側の水路に流します。又事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農場権に支障を生じる恐れもないと認められることから許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、3番どうぞ。

○14番（下川 安君） 14番、下川です。3番について説明をします。転用目的は個人住宅で、申請地は雇用促進住宅の南側に位置しているところでありまして、そこは10ha以上の広がりのある農地の中にありまして、第1種農地にあたり原則的には不許可かと思えますけども、ここ申請地が集落接続ということで、建設ということで許可が可能と思われます。排水等に関しましては、汚水は合併浄化槽で処理したあとに水路に流すと。雨水は自然浸透を図ったということになっております。また事業規模からみて適当な面積でありまして、周辺の営農に支障が生じる恐れはないということで、現地調査をして認めましたので許可相当と判断をしました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、4番どうぞ。

○17番（高根政明君） 17番、高根です。4番について説明します。3月2日に事務局、行政書士同伴の上、現地調査を行っております。申請物件、貸借による個人住宅の建設のための転用であります。申請地目は田となっておりますが、整備不能であり現状は畑であります。貸人は義理の父にあたります。なお、当所在地は第1種農地となっておりますが、先ほどの事務局の説明のとおり、例外的に判断されるものであります。申請地は東側、南側に排水路。西側に段上がりの住宅。北側は3メートルほどの生活道路に囲まれております。なお、農地の隣接はございません。合併処理浄化槽で処理された生活排水等は南側の施設排水路に接続するものであります。そのようなことで別に問題はなく、許可すべきものと判断するところであります。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

次、5番どうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。5番の案件を説明します。案件は第3種農地で譲渡人は農事組合法人、築地開墾組合です。譲受人は宗教法人蓮華院誕生寺です。場所は岱明町野口の北尾崎で、208号線の北側になります。以前、転用許可があっている土地に南北は囲まれており、東側にU字溝の側溝もあり、市道が通

っております。西側は水路です。事業目的としては南大門の春祭りの参詣者用の駐車場がならず、運用地の北と南に40台と12台の駐車場を計画されています。駐車場2カ所とも南と北は農地に接しておりますので、ブロック塀で畑に土砂の流出がないように補強するそうです。また、駐車場内は舗装などをせず、砂利敷きで雨水は自然浸透させるそうです。もちろん給水はありません。

以上、現地調査の結果問題はないと判断しましたのでよろしくお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番どうぞ。

○23番（中島浩輔君） 23番の中島です。6番の案件について説明いたします。ここは第3種農地です。譲渡人の両名は2名になりますけど、両名は親戚同士であります。ここに戸建ての住宅を6戸建てるという計画で、3戸、3戸建てて中央に共有道路を作り、その両端に側溝を設ける計画です。給水等生活排水及び汚水は南側に隣接する市道にある上下水道にそれぞれ接続するとのことです。雨水は整備した共有道路の側溝に集水枡を通り、市道の側溝へと流す計画です。又隣接する農地、畑ですね、や住宅、西側の住宅。北側の公園。南側には市道がありまして、そこに雨水は流出用のブロックをして、オーバー分は排水に流すということです。

以上をもって、許可相当と思います。よろしくお願いします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、7番どうぞ。

○26番（高田優子君） 26番、高田です。7番の案件について説明いたします。転用目的は個人住宅です。申請地は外平山のテレビ塔の西側に位置し、おおむね10ha以上規模の一段の農地の区域内にあります。第1種農地にあたり原則不許可ですが、本件は集落接続に該当し不許可の例外にあたります。生活排水については合併浄化槽で処理したのち、南側の道路側溝へ放流し、雨水については雨水マットを設置し、処理しきれない分については南側道路側溝に流します。又事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められたことから許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、8番どうぞ。

○33番（井本義和君） 33番、井本です。8番の案件について説明します。申請地はJA玉名野菜集荷場の東側に位置している第2種農地です。転用目的は太陽光発電施設です。排水関係について汚水は発生せず、雨水は集合弁を作り、東側の側溝に流すそうです。又、事業規模からみて適切な面積であり、周辺の農業条件に支障

を生じる恐れも認められませんので許可相当と判断します。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。担当委員さんの説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、議第19号については許可相当と意見決定することに決定いたしました。

次に議第20号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第20号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成28年3月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用集積計画案のとおり玉名市長より意見を求められております。今回は13ページから17ページまでの集積でございます。所有権移転が7件の34,817㎡、利用権設定が44件の158,985㎡、利用権転貸が1件の878㎡で合計52件、194,680㎡の集積でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、御提案申し上げております。よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。異議がないものと認め、議第20号については原案どおり決定することになりました。

次に議第21号、農用地利用配分計画案の意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第21号、農用地利用配分計画案の意見決定について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について、次のとおり決定する。平成28年3月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用配分計画案のとおり、玉名市長より意見を求められております。次の19ページの配分計画集計表のとおり、賃貸借権が1件の1,605㎡の配分でございます。今回の配分計画を決定することにより、中間管理機構が受け手に農地を貸し付けることとなります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。農用地利用配分計画案の意見決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。異議がないものと認め、議第21号については原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

5. 報 告

次に報告第6号から第9号を一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 20ページをお願いします。報告第6号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので、御報告します。平成28年3月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は20ページから27ページまで合計28件、合計87,397㎡の解約の通知を受理しております。

次に、報告第7号、農地の形状変更届について、下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成28年3月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は、1件の650㎡の届出を受理しております。

次に29ページをお願いします。報告第8号、許可不要転用届について、下記のとおり許可不要転用届を受理しましたので、報告します。平成28年3月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は2件の、合計4,892㎡のお届出を受理しております。

次に31ページをお願いします。報告第9号、許可書返納届について、下記の農地は農業委員会許可後に許可書返納の届出があったので報告します。平成28年3月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は1件の500㎡の届出を受理しております。

以上、4件の報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。ただいま事務局より報告がありました。ここで質問などございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 質問もないようでございますので、本日予定していました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） これからそのほかに移ります。その他何かございませんか。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは慎重なる審議まことにありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時00分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成28年3月7日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 中嶋 昭二

農 業 委 員 田上 一